

答申第11号

平成15年10月21日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡邊克彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成15年8月4日付教学教第99号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第11号 「賞罰に関する書類」の非開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問第 1 1 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人（以下「申立人」という。）の行った公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにせず、非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号、以下「条例」という。）に基づき、「 中学校の 教諭の職歴と賞罰に関する書類すべて」の開示を請求したのに対し、実施機関が行った処分のうち「 中学校の 教諭の賞罰に関する書類」（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにせず、非開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書に記載のとおりである。（別添 1 参照）

4 実施機関の説明

実施機関の説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。（別添 2 参照）

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、申立人が公文書開示請求書に記載した、特定の教育公務員の賞罰に係る文書である。

なお、当該教育公務員は、本件開示請求があった後、懲戒免職処分を受けており、そのことについては実施機関から公にされているところであるが、開示請求日現在では、当該懲戒免職処分に係る公文書は存在していない。

(2) 条例第 7 条第 2 号の該当性について

条例第 7 条第 2 号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で個人に関する情報が記録されている公文書については、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する場合を除き、開示しないこととする旨を定めたものである。

特定の教育公務員の賞罰に係る情報は、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであることは明らかであることから、このような情報が記録された本件公文書は、条例第 7 条第 2 号本文の規定に該当し、非開示とすべきものと認められる。

(3) 条例第10条の該当性について

次に、実施機関は、本件公文書についてその存否を明らかにせず、非開示決定をしているので、これについて検討する。条例第10条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」旨規定している。

特定の教育公務員の賞罰については、その有無についても条例第7条第2号本文に規定される個人情報に該当すると認められるところ、本件公文書は、なんらかの賞罰がある場合については存在し、賞罰がない場合については存在しない性質のものであって、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、賞罰の有無が明らかとなり、非開示情報を開示したことと同様の結果になる。したがって、条例第10条に規定する場合に該当し、本件公文書の存否を明らかにしないで非開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

(4) 条例第9条の該当性について

なお、申立人は異議申立書において、「懲戒免職処分という最も重い処分に至る経過を明らかにし、事件の背景や処分の妥当性を透明化するためには、非開示決定を取り消すべき。賞罰歴も開示すべき」旨述べており、当該教育公務員の過去の賞罰を開示することについて、これが条例第9条に規定される公益上特に必要がある場合に該当し、開示されるべき旨主張しているものとも善解できるところであるが、本件開示請求については、公益上特に必要があるとは認められない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 1 1 号)

年月日	内 容
平成15. 8. 4	・ 諮問を受けた
15. 8. 21	・ 実施機関（教育局教職員課）から理由説明書を受理した
15. 9. 1 （平成15年度 第3回審査会）	・ 実施機関（教育局教職員課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15. 10. 6 （第4回審査会）	・ 諮問の審議を行った